

## 都市公園使用料について

都市公園の使用料を令和8年4月1日から改定いたしました。(赤字が改定額)

公園施設を設置又は管理する場合の使用料

種 別	単 位	使用料
公園施設を設ける場合	1㎡1月につき	<u>60円</u>
公園施設を管理する場合	1㎡1月につき	<u>180円</u>

公園を占用する場合の使用料

種 別	単 位	使用料	
法第7条 第1号に 掲げる 工作物	電柱	1本1年につき	<u>1,000円</u>
	電話柱	1本1年につき	<u>600円</u>
	その他の柱類	1本1年につき	<u>60円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	<u>6円</u>
	地下電線その他地下に設ける線類	長さ1mにつき1年	<u>4円</u>
	地上に設ける変圧塔	1個につき1年	<u>1,200円</u>
法第7条 第2号に 掲げる 物件	水道管、下水道管、ガス管その他これに類するもので外径0.1m未満のもの	1m1年につき	<u>36円</u>
	水道管、下水道管、ガス管その他これに類するもので外径0.1m以上0.4m未満のもの	1m1年につき	<u>140円</u>
	水道管、下水道管、ガス管その他これに類するもので外径0.4m以上のもの	1m1年につき	<u>720円</u>
法第7条 第4号に 掲げる 工作物	郵便差出箱	1個につき1年	<u>500円</u>
	公衆電話所	1個につき1年	<u>1,200円</u>
都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第12条第1号に掲げる標識	1本1年につき	<u>960円</u>	
都市公園法施行令第12条第7号に掲げる工事用施設及び同条第8号に掲げる工事用材料置場	1㎡1年につき	<u>190円</u>	

※許可決定番号ごとの使用料額に10円未満の端数が生じるときは、その端数を切り上げます。